

答 申 案 件 の 概 要

件 名	弘前南高校体育館大規模改修に係る追加工事に関する文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立て						
経 緯	開示請求年月日	平成20年12月24日	異議申立て年月日	平成21年1月15日	担 当	開 示 決 定 等	学校施設課
	開示決定等年月日	平成21年1月7日	諮 問 年 月 日	平成21年4月15日	課	異 議 申 立 て	学校施設課
対 象 行 政 文 書	(1) 弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書（起案書、開催案内文書並びに協議までに入手した資料等を含む。） (2) 上記(1)の協議後に指摘内容に対する対応の分かるもの（起案書、方針決裁文書を含む。） (3) 弘前南高校第一体育館大規模改修工事の工事期間延長の経緯の分かる一切の文書						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) 「対象行政文書」の(1)及び(3)に係る行政文書 (不開示理由) 開示請求された行政文書を保有していないため						
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、併せて本件開示請求に係る行政文書として特定されなかったものについても開示するとの決定を求める。						
審査会の結論	青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当ではない。ただし、実施機関は、平成21年4月13日付け一部開示決定処分により、対象となった行政文書をすべて開示したものと認められる。						
審査会の判断要旨	<p><本件異議申立てに係る審査対象></p> <p>本件異議申立ては、本件処分に対して行われたものであるため、当審査会の審査は、本件処分により開示された行政文書以外の行政文書の存否について行うものである。ただし、実施機関は、本件異議申立て後に、平成21年4月13日付け行政文書一部開示決定（以下「平成21年4月13日付け決定」という。）により、新たに行政文書を特定し、異議申立人にその全部又は一部を開示している。</p> <p>平成21年4月13日付け決定が本件異議申立てに対する実施機関の判断となり得るものかどうか、その趣旨は明らかではないが、当該決定によって本件異議申立ての一部が実質的に認容されていると認められることから、当審査会が審査する対象は、平成21年4月13日付け決定によっても開示されなかった行政文書（以下「審査対象文書」という。）とし、その存否について判断するものである。</p> <hr/> <p><審査対象文書の存否について></p> <p>1 平成19年10月3日開催の弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（以下「本件協議」という。）について</p> <p>本件協議の概要が記載された実施機関作成の行政文書等によると、<u>本件協議は、次のとおり、担当者間の業務打合せである</u>と認められる。</p> <p>(1) 参集範囲</p> <p>中南地域県民局地域整備部からは担当者2名、県土整備部建築住宅課からは担当グループリーダー及び担当者2名、学校施設課からは担当グループリーダー及び担当者1名が参加してい</p>						

る。

(2) 場所

学校施設課（県庁舎 警察本部6階）

(3) 協議内容

ア 追加工事の必要性等について

県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（以下「本件工事」という。）の施工業者が調査した結果、建物の状態、特に外壁の状態が良くないことが明らかとなり、当初設計どおりの施工が不可能であるため、全般にわたって追加工事の必要があること、工期も延長する必要があることについて、営繕業務を担当する中南地域県民局地域整備部から説明がなされた。

イ 追加工事の方法及び工事費について

中南地域県民局地域整備部から追加工事案が2案示され、追加工事案について学校施設課で検討することとなった。

2 本件協議の開催案内に係る文書の存否について

(1) 異議申立人は、反論書において、本件協議の開催案内に係る文書として、平成19年10月3日開催について記載された電話メモなどの文書（以下「10月3日開催に係る電話メモ」）が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。

(2) 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催案内に係る連絡経路、10月3日開催に係る電話メモを作成しなかった理由等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

ア 連絡経路について

協議開催案内に係る連絡は、県土整備部建築住宅課の担当者から学校施設課の担当者に対する電話により行われた。

イ 学校施設課内の連絡方法について

担当者は電話終了後、グループリーダーへ口頭で報告した。

ウ 平成19年9月26日付け及び同27日付け電話メモを作成した一方で、10月3日開催に係る電話メモを作成しなかった理由について

(ア) 9月26日及び同27日の電話連絡については、グループリーダーへ報告後、担当者自らが確認のために、連絡内容についてメモを作成した。

(イ) 10月3日開催に係る電話メモを作成しなかったのは、打合せ日時のみ連絡であったからでないかと思われる。

エ 記録の作成について

この種の会議に関わらず、担当者が会議の開催日時等を把握した場合には、速やかに担当グループリーダーへ報告を行っている。記録を作成することについて特に定められていない。

(3) 平成19年9月26日付け及び同27日付け電話メモの内容を当審査会が調査したところによると、本件協議は、当初、平成19年10月1日に開催する予定であったが、都合により延期となっていたこと、また、延期後の打合せ日時については、中南地域県民局地域整備部から県土整備部建築住宅課に情報が入り次第、学校施設課に対して連絡することとなっていたことが確認された。このため、その後の連絡事項は、主に開催日時など、軽微なものであったと推測され、その記録を作成しないとしても、業務に支障が生じるとまでは認められない。

(4) このことからすると、実施機関が10月3日開催に係る電話メモを作成していないとしても、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

3 本件協議の開催に至る経緯が分かる文書の存否について

(1) 異議申立人は、反論書において、平成19年9月26日付け電話メモに「③事前の資料 まだ届いていないが、28日（金）ごろになると思われる。届いたら連絡します。」との記載があることから、本件協議の開催に至る経緯が分かる文書として、本件協議の開催までに入手した「事前の資料」が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。

(2) 実施機関は、反論書に対する意見書において、平成19年9月26日付け電話メモに記載の「事前の資料」が存在しない理由について、「協議開催日前には届けられなかったものであるが、その理由についても当課では把握していない」旨を述べている。

(3) このため、当審査会が実施機関に対し、協議開催前に「事前の資料」の内容を検討する必要はなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「協議開催前に資料の内容を検討することは望ましいと考えるが、平成19年9月27日付けの電話メモでは、県土整備部建築住宅課の担当者から「業者の見積りが高すぎて、再度、追加工事の内容を検討し、見積りを取り直すこととなった」との発言があり、資料の作成も遅れているようであり、やむを得ない、「資料が送付されなかったことによる支障はなかったと考えている」旨述べている。

- (4) 平成19年9月27日付け電話メモの内容を当審査会が調査したところによると、「事前の資料」は、中南地域県民局地域整備部が作成し、県土整備部建築住宅課から学校施設課に提出される予定であったこと、本件協議の開催前の段階では、追加工事案が確定していなかったことがうかがわれる。また、上記1の**本件協議の内容からすると、実施機関は、中南地域県民局地域整備部から追加工事案の提示を受けただけで、その適否については本件協議後に検討しており、本件協議の場で直ちに追加工事の内容を確定させる必要があったとは認められない。**さらに、**実施機関は、**追加工事の費用、施工期間に関心があり、実施機関が対応可能な予算、期間の範囲内であれば、**追加工事の具体的な施工方法については、本件工事の発注機関である中南地域県民局地域整備部にある程度任せているものと考えられ、このことは、当該資料が事前送付されなくても支障はなかったとする実施機関の説明からもうかがえる。**
- (5) これらのことからすると、「事前の資料」について、「協議開催日前には届けられなかったものである」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審査会の調査においても、**これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。**

4 本件協議後の指摘内容に対する対応の分かる文書の存否について

- (1) 異議申立人は、反論書において、本件協議後の指摘内容に対する対応の分かる文書として、本件協議において中南地域県民局地域整備部から示された追加工事案のうち、第2案を選択し、2,050万円の追加工事を決裁した際の起案文書が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。
- (2) 追加工事案決定に係る決裁手続について
当審査会が実施機関に対し、追加工事案の決定に係る決裁手続等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。
- ア 課長専決事項とされている事務の決裁手続について
- (ア) 課長専決事項については、すべて口頭での了解により処理しているわけではなく、たとえば「営繕業務依頼」については、起案文書により処理している。
- (イ) 本件については、資料を説明し課長の了解が得られたことから、起案書作成により処理しなかったものであるが、現時点では、課長から口頭により了解を得たことについて資料に記載することが、より適切な対応であったと考えている。
- イ 口頭での了解を得たことについての記録の有無について
口頭での了解を得たことについて、関係資料にメモするなど、記録はしていなかった。
- ウ 追加工事案決定に係る決裁手続について
起案書により決裁を受ける場合のほか、資料を基に説明して了解を得る場合もある。
- (3) **行政機関の意思決定は、起案文書を作成し、決裁権者の決裁を得ることにより行われることが一般的であると考えられること、また、実施機関が営繕業務依頼については起案文書により決裁していることを踏まえると、営繕業務依頼の一部変更とも言える追加工事案の決定について、起案文書によらずに決裁を行っていることは、意思決定手続の妥当性の観点から、疑問がないわけではない。**
- しかし、当審査会が調査したところ、青森県教育委員会専決代決規程及び教育委員会文書取扱規程には、意思決定に当たり、起案文書による決裁を義務付ける規定は存しないため、決裁権者による決裁手続は、口頭による了承など、起案文書により行われなければならない場合があり得るものと認められる。**
- このことを踏まえると、**学校施設課長から口頭での了解を得たため、追加工事案の決定に係る起案文書は作成していないとする実施機関の主張は、直ちにこれを不合理であるとまでは認めることはできない。**また、当審査会の調査においても、**これを覆し、文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。**

<結論>

以上のとおり、実施機関は、審査対象文書を保有していないものと認められる。

<付言>

○ 対象行政文書の特定について

実施機関は、本件異議申立て後において、異議申立書に記載されている内容から、本件処分における文書特定が不十分であることが判明したとして、本件処分に追加して平成21年4月13日付け決定を行っている。

当審査会が実施機関に対し、当審査会が本件開示請求の内容を狭義に解釈した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件処分の時点においては、請求内容を狭義に解釈し開示したわけではない」と述べている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、異議申立人が開示を求める行政文書は、「対象行政文書」の(1)に係る行政文書については、本件協議の開催案内に

係る文書に限定されないこと、同(3)に係る行政文書については、中南地域県民局地域整備部が作成した文書に限定されないことなど、本件処分において実施機関が特定した文書以外のものを含んでいることは明らかであるから、本件処分における実施機関の判断に合理性があったとは認めることはできない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が開示請求に係る行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。いやしくも、その解釈がし意的になされているとの批判を受けないよう、留意する必要がある。

○ 追加工事案の決定に係る文書の作成について

一般的に、行政機関の意思決定に当たっては、起案文書を作成し、決裁権者が決裁する手続がとられ、このことにより、意思決定の過程を確認することが可能となるものである。

実施機関が決定した追加工事案の内容は、大幅な工期の延長、相当な予算の増額を伴うものであり、行政機関内部における日常的業務の打合せのような軽微なものとは言えない。にもかかわらず、口頭による決裁が、その必要性について十分に検討することなくまん然と行われ、その記録も残されないとすれば、なぜそのような意思決定や政策判断がなされたのかが明らかにならず、行政の説明責任が果たされないこととなる。

実施機関は、口頭による決裁を得たことについて記録を作成することの必要性を認めているところであり、緊急に口頭による決裁を得る必要があったとしても、事後において決定に至る経緯を記録した文書を作成するよう努めるべきである。